



教育大綱

～ 果実とやすらぎの里で学び 育む 人づくり ～
すべては未来の子どもたちのために

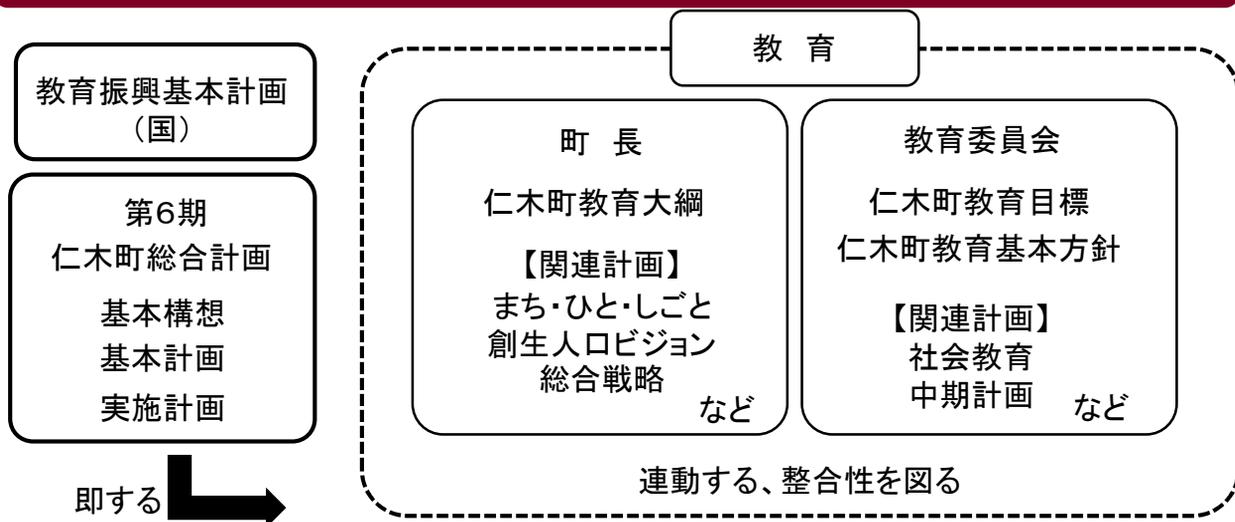


北海道仁木町

大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、地域の実情に応じ、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の方針を定めるものです。

大綱の位置付け



基本理念・基本目標

【基本理念】 町民に質の高い教育を

〈目標①〉

未来につなぐ豊かさを育む確かな教育の創造

〈目標②〉

うるおいとやすらぎを生む心の豊かさ
と文化の創造

創意と活気に
満ちた豊かな心

柔軟な発想

確かな技術

生きる力



地域の教育力で育む

家庭・学校・地域・行政・企業・各種団体等

総合計画・教育目標・教育基本方針との連動

本町総合計画(R3～R12)と連動し、SDGsの理念に沿った大綱とします。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

3 すべての人に
健康と福祉を



4 質の高い教育を
みんなに



5 ジェンダー平等を
実現しよう



11 住み続けられる
まちづくりを



16 平和と公正を
すべての人に



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



大綱の体系

1

学校教育の推進



①教育内容の充実

- 知徳体の調和のとれた教育
- 生きる力を育む確かな学力の向上
- 個性が活かせる自主的で創造的な教育
- 他人を思いやれる心の醸成
- ICT教育、外国語教育の充実

②教育環境の充実

- 小中一貫教育の検討
- 校舎等の計画的な整備、充実
- 教材備品、機器、設備の更新、充実
- ICT教育に向けた機器の整備

③学校給食の充実

- 衛生管理の徹底
- 調理用設備の整備
- 地場産品の活用など食育の充実
- 安定した給食提供体制の構築

2

家庭・地域での教育の充実



①子育てと家庭教育の充実

- 子育てに関する相談支援体制の充実
- 子育て支援拠点施設の整備
- 家庭教育に対する意識の高揚
- 家庭の経済状況や地理的条件への対応

②地域で支える子どもの学び

- 地域教育力の向上
- あいさつの励行
- 家庭、学校、地域、民間団体等の連携
- 児童、生徒等の安全確保

3

生涯学習の充実



①「いつでも学習」の推進

- いつでも、いつまでも学べる町の実現
- 子どもから高齢者まで学べる環境づくり
- 学習機会の創出

②スポーツ活動の振興

- 気軽に参加、身近に楽しむ活動の推進
- 指導者の確保と後継者の育成
- ライフステージに応じた活動の充実
- トップアスリートの輩出、育成
- スポーツ施設の整備、維持管理

③文化芸術の創出

- 仁木町らしい文化芸術の創造
- 文化財の保存
- 伝統芸能の保存、継承
- 歴史、風土に親しむ

大綱の期間

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
総合 計画										
教育 大綱										

大綱の策定にあたって

私たちを取り巻く環境は、少子高齢化と人口減少の進行、高度情報化の進展、価値観・ライフサイクルの多様化、経済情勢の変化など大きく変化しています。

このような時代の潮流にあって、私たち仁木町は“まち”が持つ気候風土、歴史に根ざした特性を磨き、個性として確立するまちづくりに取り組んでいます。

このたび本町では、現行の「仁木町教育大綱」を策定してから6年が経過したことから、基本理念・基本目標は踏襲しつつも、策定した「第6期仁木町総合計画」に即した形で、「仁木町教育目標」との整合性を図り、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間として策定するものです。

私たちは、『果実とやすらぎの里』を永遠のテーマとして、魅力ある、住みよい、個人の主体性と地域の共生・調和を大切にするまちを目指しています。

すべては未来の子どもたちのために。

令和3年2月

仁木町長 佐藤 聖一郎

仁木町教育大綱

令和3年2月策定(令和3年4月施行)

発行 仁木町

編集 仁木町総務課

仁木町教育委員会